

大館発電事務所

高圧ケーブル絶縁診断業務委託

07-DO-B1

仕 様 書

令和 7 年度

秋田県 大館発電事務所

目 次

第1章 共通事項

- 1 総 則 P3
- 2 諸法令の遵守 P3
- 3 提出書類 P3

第2章 委 託

- 1 業務概要 P4
- 2 履行場所 P4
- 3 業務内容 P4

第1章 共通事項

1 総 則

- (1) この仕様書は、大館発電事務所 高圧ケーブル絶縁診断業務委託 07-DO-B1 に適用する。
- (2) この仕様書は、「秋田県委託業務共通仕様書」を準用して適用する。
- (3) この仕様書に記載のない事項については、監督職員と協議の上決定する。

2 諸法令の遵守

当該委託の業務に当たり、当該委託に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行うこと。

3 提出書類

提出書類については「秋田県委託業務共通仕様書」様式集及び以下による。

ただし、これにより難しい場合は監督職員との協議による。

提出部数については下記を標準とし、他公署との協議に使用する場合などは監督職員の指示による。

- | | | |
|-------------------------|-------------|------|
| (1) 試験成績書（作業報告書） | （試験実施後速やかに） | 1 部 |
| (2) 作業写真 | （完了時） | 1 部 |
| （電子納品については、監督職員との協議による） | | |
| (3) その他必要なもの | （必要のつど） | 必要部数 |

※ 提出書類の様式について、「調査員」を「監督員」、「管理技術者」を「主任技術者」と置き換えるものとする。

提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

第2章 委 託

1 業務概要

本委託は大館発電事務所、早口発電所、山瀬発電所の高圧ケーブル絶縁診断を実施するものである。

2 履行場所

大館発電事務所	大館市片山町三丁目 14 番 5 号
早口発電所	大館市早口字早口沢国有林 地内
山瀬発電所	大館市岩瀬字平戸内尻 地内

3 業務内容

(1) 高圧ケーブル絶縁診断	1 式			
(ア) 大館発電事務所	1 区間			
PAS～高圧受電盤		6.6kV	CVT	38mm ²
(イ) 早口発電所	3 区間			
早口ダム配電線No. 38～No. 39		6.6kV	CVT	38mm ²
早口ダム配電線No. 44～No. 48		6.6kV	CVT	38mm ²
早口ダム配電線No. 73～ダム管理事務所受電盤		6.6kV	CVT	38mm ²
(ウ) 山瀬発電所	4 区間			
PAS～#51A		6.6kV	CV	100mm ² 3C
#051～MTr		6.6kV	CVT	100mm ²
MTr～サージアブソーバ盤		6.6kV	CVT	100mm ²
MTr中性点～MOF盤		6.6kV	CV	100mm ² 1C

(2) 絶縁診断方法

直流漏れ電流測定

(3) 試験方法

「高圧受電設備規程 (JEAC 8011)」による。

試験は設備から離線してのケーブル単体測定を基本とする。